

岩美町障がい者計画

第6期岩美町障がい福祉計画

第2期岩美町障がい児福祉計画

令和3年3月

岩 美 町

【 目 次 】

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念	2
4	計画の基本的視点	2
5	計画の期間	3
6	計画策定の体制	3
7	計画の推進体制	3
8	計画の進捗状況の管理・評価	4

第2章 障がいのある人等の現状

1	障害者手帳所持者数の状況	5
2	難病のある人の状況	8
3	障がいのある子どもの状況	8
4	障がいのある人の雇用状況	9
5	乳幼児健康診査受診状況	9

第3章 岩美町障がい者計画：分野別施策の基本的方向

1	生活支援	10
2	保健・医療	10
3	安全・安心	11
4	情報アクセス・コミュニケーション支援	12
5	生活環境	13
6	雇用・就業、経済的自立の支援	13
7	教育、文化・芸術活動、スポーツ等の推進	14
8	あいサポート運動の推進等	15
9	差別の解消及び権利擁護の推進	15

第4章 第6期岩美町障がい福祉計画

1	障害者総合支援法に基づくサービス	17
2	第5期岩美町障がい福祉計画の実施状況	18
3	令和5年度の数値目標の設定	23
4	数値目標設定の考え方	24
5	障害福祉サービスの見込量等	27
6	地域生活支援事業の見込量等	33

第5章 第2期岩美町障がい児福祉計画

1	児童福祉法に基づくサービス	37
2	第1期岩美町障がい児福祉計画の実施状況	37
3	令和5年度の数値目標の設定	39
4	数値目標設定の考え方	39
5	児童福祉法に基づくサービスの見込量等	40
6	障がい児に対する「子ども・子育て支援等」の提供体制の整備	42

資料		44
----	--	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

町では、第10次総合計画（平成29年度～令和3年度）により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域福祉、障がい者福祉の充実に努めるとともに、「岩美町障がい者計画」（平成27年度～令和5年度）及び「第5期障がい福祉計画」（平成30年度～令和2年度）並びに「第1期障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保について総合的・計画的に推進してまいりました。

国における障がい福祉施策は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成21年に政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りにすすめられてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」等の法律が整備されました。

特に「障害者自立支援法」を改正し、平成25年に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加えるなど、地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30年に児童福祉法等と共に改正され、障がいのある方が自らの望む地域で生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化に対して、きめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

また、鳥取県においても、平成25年に「鳥取県手話言語条例」、平成29年には「鳥取県みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を施行し、障がいのある人が暮らしやすい社会づくりに向けて県下全域で取組を進めています。

このような中、令和2年度に「第5期岩美町障がい福祉計画」（平成30年度～令和2年度）及び「第1期岩美町障がい児福祉計画」（平成30年度～令和2年度）が計画期間を終了することから、国が示す障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する指針を踏まえ、「第6期岩美町障がい福祉計画」及び「第2期岩美町障がい児福祉計画」を策定するものです。

【「障がい」「障害」の表記の取扱いについて】

「障がい」……「障害」という用語が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合

「障 害」……法令や条例、規則等の名称及びこれらの規定された用語を用いる場合や他の機関や大会等の名称等の固有名詞を用いる場合、医学用語等の専門用語として用いる場合及び著作物を引用する場合

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める障がい者のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に定める障害福祉サービスの提供体制の確保、その他業務の円滑な実施に関する計画である「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画である「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「第6期岩美町障がい福祉計画・第2期岩美町障がい児福祉計画」は、「岩美町障がい者計画」の各事項中、障害福祉サービス、障害児通所支援等に関する令和3年度から3年間の実施計画として位置づけられており、計画の策定にあたっては、国の基本指針を踏まえたものとし、「岩美町地域福祉計画」をはじめとする諸施策との整合性を図りながら策定しました。

3 計画の基本理念

「みんなで支え合い 健康で安心して暮らせるまち」

障がい者施策は、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して実施される必要があります。

この計画では、このような社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、町が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとします。

4 計画の基本的視点

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がい者やその家族等の関係者の意見を聴きながら施策の検討、策定、実施にあたります。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生のどのタイミングでも適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の関係分野の連携を強化し、施策を総合的かつ計画的に実施します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的なニーズを踏まえて、策定及び実施をします。

(4) 社会参加しやすい環境づくり

障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、誰もが社会参加しやすい環境づくりに努めます。

特に、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、障害者差別解消法等に基づき障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が、必要ときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係団体との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を推進します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

5 計画の期間

「岩美町障がい者計画」の期間は、国の基本計画及び鳥取県障がい者プランの計画期間を踏まえ、これらの計画との整合を図るため、平成27年度から令和5年度までの9年間とします。

また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は3年間で1期とする計画であるため、障がい福祉計画は第6期計画、障がい児福祉計画は第2期計画として、令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

6 計画策定の体制

(1) 策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、行政機関内部だけでなく、福祉関係者や障がい者団体関係者、公募委員などで構成する「岩美町地域福祉計画策定委員会障がい者部会」の委員の意見を伺い、計画の審議・検討を行いました。

(2) パブリックコメントの実施

町民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に、計画案の内容について町ホームページ等を通じて広く周知し、計画に対する意見を募集しました。

7 計画の推進体制

本計画に掲げた施策を推進するため、保健、医療、福祉だけでなく、教育、雇用、建設などのあらゆる分野と連携し、計画の着実な推進を図ります。

8 計画の進捗状況の管理・評価

本計画の着実な実行に努めるため、計画の評価・点検を行います。毎年、計画の進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、計画の着実な実行に努めます。

そのため、「岩美町地域福祉計画策定委員会障がい者部会」や「鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会」において、計画に定めた取組の進捗状況等を報告して意見を伺い、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 障がいのある人等の現状

はじめに（3障がい手帳の所持者数について）

鳥取県では、平成20年4月より、障がい種別ごとに手帳が異なることにより障がいが識別されてしまうことに対する心理的負担を軽減するため、身体、療育、精神の3障がい手帳の外観が統合されています。本計画では、障がい種別ごとの所持者数を掲載しています。

1 障害者手帳所持者数の状況

(1) 障害者手帳（3障がい）所持者数

単位：人

区 分	人 口 (A)	障害者手帳所持者数 (B)	(B) / (A) (%)
18歳未満	1,508	20	1.3
18～64歳	5,760	227	3.9
65歳以上	4,140	452	10.9
合 計	11,408	699	6.1

(令和2年3月31日現在)

令和2年3月31日における岩美町の人口は11,408人で、障害者手帳所持者数は699人であり総人口の6.1%を占めています。

(2) 身体障がいのある人の状況

①障がいの程度別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人(%)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	166 (31.7)	168 (32.5)	162 (32.0)
2級	59 (11.3)	59 (11.4)	57 (11.2)
3級	106 (20.3)	101 (19.5)	102 (20.1)
4級	134 (25.6)	134 (25.9)	130 (25.6)
5級	17 (3.3)	17 (3.3)	17 (3.4)
6級	41 (7.8)	38 (7.4)	39 (7.7)
合 計	523 (100.0)	517 (100.0)	507 (100.0)

(各年度4月1日現在)

身体障がいのある人の状況を障がいの程度別にみると、1級・2級の重度の障がいのある人が約43%を占めています。年度毎の構成比率は横ばいですが、全体の所持者数は若干減少傾向となっています。

②年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	4 (0.8)	5 (1.0)	5 (1.0)
18～64歳	105 (20.1)	98 (19.0)	87 (17.2)
65歳以上	414 (79.1)	414 (80.0)	415 (81.8)
合 計	523 (100.0)	517 (100.0)	507 (100.0)

(各年度4月1日現在)

身体障がいのある人の状況を年齢別にみると、令和2年度は18歳以上が99%を占めており、そのうち65歳以上の手帳所持者が全体の約82%を占めています。

③障がいの種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
肢体不自由	294 (51.9)	288 (51.4)	280 (51.2)
内部障がい	163 (28.7)	166 (29.6)	167 (30.5)
聴覚・平衡機能障がい	70 (12.3)	67 (12.0)	64 (11.7)
視覚障がい	31 (5.5)	30 (5.4)	28 (5.1)
音声・言語障がい	9 (1.6)	9 (1.6)	8 (1.5)
合 計	567 (100.0)	560 (100.0)	547 (100.0)

(各年度4月1日現在)

※重複所持者があるため①、②の表と合計数は一致しません。

身体障がいのある人の状況を障がいの種類別にみると、令和2年度は肢体不自由が全体の約51%で半数以上を占めています。年度毎の構成比率は、内部障がいが若干増加傾向にあります。

(3) 知的障がいのある人の状況

①障がいの程度別 療育手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A	19 (24.4)	19 (23.5)	18 (22.2)
B	59 (75.6)	62 (76.5)	63 (77.8)
合 計	78 (100.0)	81 (100.0)	81 (100.0)

(各年度4月1日現在)

知的障がいのある人の状況を障がいの程度別でみると、各年度ともA判定（重度）が約23%、B判定（中・軽度）が約77%となっています。

②年齢別 療育手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	7 (9.0)	9 (11.1)	13 (16.1)
18～64歳	61 (78.2)	60 (74.1)	61 (75.3)
65歳以上	10 (12.8)	12 (14.8)	7 (8.6)
合 計	78 (100.0)	81 (100.0)	81 (100.0)

(各年度4月1日現在)

知的障がいのある人の状況を年齢別にみると、令和2年度は18歳以上が約84%を占めています。年度毎の構成比率は、18歳未満が増加傾向にあります。

(4) 精神障がいのある人の状況

①障がいの程度別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	14 (11.7)	12 (10.9)	12 (10.8)
2級	97 (80.8)	90 (81.8)	91 (82.0)
3級	9 (7.5)	8 (7.3)	8 (7.2)
合 計	120 (100.0)	110 (100.0)	111 (100.0)

(各年度4月1日現在)

精神障がいのある人の状況を障がいの程度別にみると、令和2年度は2級所持者が82%を占めています。

②年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
18歳未満	2 (1.7)	2 (1.8)	2 (1.8)
18～64歳	91 (75.8)	80 (72.7)	79 (71.2)
65歳以上	27 (22.5)	28 (25.5)	30 (27.0)
合 計	120 (100.0)	110 (100.0)	111 (100.0)

(各年度4月1日現在)

精神障がいのある人の状況を年齢別にみると、18歳以上が約98%を占めています。年度毎の構成比率は、65歳以上が増加傾向にあり、18歳から64歳までが若干減少傾向にあります。

③自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人（％）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合 計	169	166	170

(各年度4月1日現在)

受給者数は、ほぼ横ばいとなっています。

2 難病のある人の状況

単位：人

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数	83	83	94
小児慢性特定疾病 認定患者数	6	5	6
合 計	89	88	100

（鳥取市保健所より：各年度4月1日現在）

※令和元年7月1日に医療費助成対象となる指定難病は、330疾病から333疾病に、
医療費助成対象の小児慢性特定疾病は、756疾病から762疾病に変更されています。

3 障がいのある子どもの状況

（1）特別支援学校への就学状況

【特別支援学校在学者数】

単位：人

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	2	2	2
中学部	3	3	3
合 計	5	5	5

（教育委員会より：各年度末、令和2年度は12月1日現在）

鳥取盲学校、鳥取聾学校、鳥取養護学校、白兔養護学校、鳥取大学附属特別支援学校
特別支援学校に通う児童・生徒数は、横ばいの状況となっています。

（2）特別支援学級の状況

【岩美町内の特別支援学級の状況】

単位：学級、人

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	学級数	7	9	8
	児童数	34	42	41
中学校	学級数	2	2	3
	児童数	9	8	15
合 計	学級数	9	11	11
	児童数	43	50	56

（教育委員会より：各年度末、令和2年度は12月1日現在）

小学校の特別支援学級の設置数・児童数はともに令和元年度に、中学校の特別支援学級の
設置数・児童数はともに令和2年度に増加し、全体の児童数は増加傾向にあります。

(3) 特別支援学校中学部・高等部卒業生の進路

単位：人

区 分	中学部	高等部
進学	0	0
就職	0	0
就労移行支援事業所	0	0
就労継続支援事業所	0	0
施設入所	0	0
在宅	0	0
その他	0	0
不明	0	0
卒業生合計	0	0

(教育委員会より)

令和元年度(令和2年3月)に特別支援学校中学部・高等部を卒業した岩美町の生徒はいませんでした。

4 障がいのある人の雇用状況

【雇用率の状況】

単位：%

区 分	岩美町役場	鳥取県民間企業
法定雇用率	2.50	2.20
障がい者雇用率(全国平均値)	3.06(2.41)	2.37(2.15)

(鳥取労働局より：令和2年6月1日現在)

岩美町役場及び鳥取県の民間企業の障がい者雇用率は、それぞれ法定雇用率を上回っています。

5 乳幼児健康診査受診状況

【乳児健康診査受診状況】

単位：%

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
6～7ヶ月児健診	98.5	100.0	100.0
1歳6ヶ月児健診	100.0	97.1	100.0
3歳児健診	100.0	100.0	100.0
5歳児健診	100.0	95.5	92.3

(住民生活課より：各年度末、令和2年度は12月10日現在)

成長、発達の遅れなどを早期に発見して、適切な治療、療育に結びつけることにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることにつながるため、乳幼児健康診査を実施しています。すべての区分において約9割を超える受診率となっています。

第3章 岩美町障がい者計画：分野別施策の基本的方向

1 生活支援

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、身近なところで気軽に相談できる環境を整える必要があり、そのためには、地域における相談支援体制の充実が重要です。

また、家族と暮らす障がい者の在宅生活の支援だけでなく、施設入所者や長期間精神科病院に入院している方などを含めた障がい者の地域移行を進めるため、訪問系サービスや日中生活の支援体制を充実させ、様々な障がい特性に対応できるグループホーム等の整備が必要です。

(1) 相談支援体制の充実

障がい者やその家族が身近な地域で、様々な困りごとを相談し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、福祉課窓口や障がい者の相談支援事業を委託している相談支援事業所などの関係機関、地域で活動する障がい者相談員、民生・児童委員と連携を図り相談支援体制の充実に努めます。

また、障害福祉サービスを利用される方の計画相談支援も障がい者の相談体制として重要であるため、指定特定相談事業所及び、利用計画を作成する相談支援専門員の増加を図り、障がい者が必要とするサービスを適切かつ計画的に利用できるよう計画相談支援体制の充実に努めます。

(2) 在宅サービス等の充実

在宅の障がい者に対する、居宅介護、重度訪問介護等訪問系サービスを実施し、在宅障がい者の地域生活を支援します。

障がい者が本人の能力に応じた日中活動が行えるよう、生活介護、就労継続支援等の日中活動系サービスを実施するとともに、サービスの提供体制の確保に努めます。また、町が委託している地域生活支援事業では、コミュニケーションの場の提供やさまざまな交流活動を実施しており、引き続き、多くの障がい者が利用できるよう活動内容の検討、充実に努めます。

(3) 障がい児支援の充実

乳幼児に対する健康診査や発達相談により、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の発達支援へつながるよう、関係機関との情報共有や連携を深め、保護者等に対して必要な相談、サービス等の情報提供を行い療育支援体制の充実に努めます。

また、保健、医療、福祉、教育、就労支援等とも連携し、障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援に努めます。

2 保健・医療

障がいの予防と早期発見・早期治療が受けられるよう、保健・医療の連携体制の強化、充実に努めることが重要です。

また、近年は精神障がい者が増加していることから、心の健康に関する相談、講習会の開催などによる予防対策を進め、精神保健、精神科病院、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等と連携して精神障がい者が地域で暮らせるよう環境を整備し、社会復帰、社会参加を促進するための施策を充実させることが必要です。

(1) 保健・医療の充実等

在宅で生活する障がい者が増加していることから病院・診療所、訪問看護ステーションとも連携し、障がい者の支援体制の充実に努めます。

また、障がい者が身近な地域で医療やリハビリテーションが受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。その際、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意します。

(2) 精神保健・医療の提供等

精神障がいの早期発見・早期治療の促進や社会復帰を支援するため、鳥取県や医療機関、相談支援事業所と連携し精神保健福祉相談体制の充実を図ります。

また、保健師による相談や家庭訪問を実施し、在宅の精神障がい者とその家族の支援に努めます。

保健師、相談支援事業による家庭訪問や、ひきこもりに関する専門的な相談窓口である「とっとりひきこもり生活支援センター」、精神保健福祉センターなどとの連携により、本人やその家族などの相談支援を実施します。

心の健康づくりのための相談事業や健康教育を実施し、精神障がいについての理解や心の健康に対する関心を深め、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

(3) 難病に関する施策の推進

難病患者が安心して地域で自立した生活が送れるよう、鳥取市保健所や医療機関と連携をとりながら支援の充実を図ります。

また、障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービス等を新たに利用することができるようになった難病患者等に対し、周知・広報に努め、適切なサービス提供を実施します。

(4) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

妊産婦健診、乳幼児及び児童に対する健康診査、保健指導等を適切に実施し、これらの機会の活用により、疾病・障がい等の早期発見及び治療、早期療育を図ります。

糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、医療連携体制の推進、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。

3 安全・安心

障がい者が住み慣れた地域で安全に安心して生活ができるよう、障がい者の特性に配慮した支援体制を講じ、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

また、災害発生時に障がい者に適切に必要な情報が伝わるよう、障がい者の特性に応じた情報提供を行うことが重要です。

(1) 防災対策等の推進

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合には、障がい者に対して、災害情報等を適切に伝達できるよう情報伝達の体制整備を促進します。

鳥取県と連携して運用している「あんしんトリピーメール」の活用や、聴覚障がい者への防災無線の文字表示など伝達システムの充実に取り組みとともに、制度の広報により利用促進を図ります。

また、自治会を中心とした自主防災組織と協力し、避難行動要支援者名簿を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認ができるよう災害時の障がい者に対する支援体制整備に努めます。

災害時において、通常の避難所では対応が難しい高齢者、障がい者の福祉避難所への緊急的な受入れについて迅速な対応を行うため、町内の福祉施設と福祉避難所協定を締結しています。

(2) 防犯対策の推進

警察と地域、障がい者団体、行政等との積極的な連携を図り、地域の自主防犯活動の促進を図ることにより犯罪被害の防止に努めます。

また、鳥取県警で運用している「メール110番」「ファックス110番」について障がい者に対し周知し、利用促進を図ります。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障がい者を含む社会的弱者等に係る消費者トラブルの未然防止や適切な解決を図るため、消費者教育・啓発の推進、消費者トラブルの未然防止に役立つ情報の提供、消費生活相談の充実に努めます。

4 情報アクセス・コミュニケーション支援

障がい者が健常者とともに暮らす社会を構築するためには、多様な情報に接することができ、必要な情報を主体的に選択するとともに、円滑なコミュニケーションがとれることが重要です。

I C T（情報通信技術）の発達は、障がい者の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。このため、I C Tを活用した情報提供やコミュニケーション支援体制の充実に努めることが必要です。

(1) 情報提供の充実

障がい者の福祉サービスを始めとする日常生活を送るうえで必要な支援に関する情報について、点字や音声による提供のほか、町ホームページを活用した情報提供に努めます。

障がい者の福祉サービスを始めとする日常生活を送るうえで必要な支援に関する情報を掲載した冊子等を発行し、障がい者への情報提供に努めます。

(2) コミュニケーションの支援の充実

聴覚障がいにより意思疎通を図ることが困難な障がい者に対し、聴覚障がい者支援センターより手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者のコミュニケーションを支援します。

また、手話通訳者・要約筆記者の人材確保、育成のために養成研修を実施します。

また、情報やコミュニケーションの支援機器に関する情報提供を行います。

(3) 行政情報の配慮

障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。また、音声コードの添付、FAX番号の明示、誰でも見やすい資料の作成など障がい者に配慮したきめ細かな行政文書の作成に努めます。

5 生活環境

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者が安心して生活できる住宅の確保や、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化や障がい者に優しいまちづくりを推進することが必要です。

また、交通手段が限られがちな障がい者の日常生活の移動支援の確保や、障がい者が使いやすい公共設備の整備を進めることも必要です。

(1) 住宅の確保

新たに公営住宅を整備する際にはバリアフリーに配慮し、障がい者が住みやすい公営住宅の整備に努めます。

障がい者が日常生活の援助や相談支援を受けながら、共同生活することができるグループホームの整備を推進します。

障がい者の在宅での日常生活を支援し、介護を行う家族の負担を軽減するため、手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修、日常生活用具の給付又は貸与の助成を行います。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

町有施設の新設・改修にあたっては、障がい者優先駐車スペースの確保、公共的施設等のトイレの洋式化など、バリアフリー化を行います。

6 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が安定した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう就労支援を進める必要があります。

一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるように、一般就労が困難で就労継続支援事業所で働く者には、工賃の水準が向上するように、総合的な支援を進める必要があります。

また、「障害者優先調達推進法」に基づき、障害福祉事業所等で作られた製品やサービスの提供などを積極的に活用し、工賃向上への取組を支援します。

(1) 障がい者雇用の促進

ハローワークなどの雇用関係機関と連携し、事業主等に対する障がい者への理解と雇用促進に関する啓発に努めます。

(2) 総合的な就労支援

障がい者と事業主の相互理解のもと就労支援を行う障がい者就業・生活支援センターを活用し、障がい者の就業面と生活面での支援及び相談支援を労働、福祉、教育等の関係機関との連携により障がい者の職場定着への支援を行います。

(3) 就労の底上げ

町では、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務を優先的に調達し、また年度毎に調達目標を策定し、その結果をホームページで公表します。

就労継続支援、就労移行支援は、一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行うもので、就労を希望する障がい者への利用促進を図ります。

(4) 経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害基礎年金や特別障害者手当等の受給資格を有する障がい者が、確実に障害年金等を受け取ることができるよう制度の周知に取り組みます。

福祉サービス事業所に通所している障がい者の経済的負担を軽減するため、小規模作業所等通所費助成事業を実施し、通所に要する費用を支援します。

7 教育、文化・芸術活動、スポーツ等の推進

すべての子どもが障がいの有無にかかわらず、地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められます。そのためには、保健、福祉、医療など各分野の関係機関と連携をとりながら、本人やその保護者の教育的ニーズにあわせた支援を行う必要があります。

また、文化芸術活動、スポーツ等においても、障がい者と健常者が共に楽しめる場づくりと障がい者が個々の能力や個性を發揮、表現でき、地域でいきいきと暮らすための環境づくりを進める必要があります。

(1) 教育

発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備します。

鳥取県スクールカウンセラーや岩美町スクールソーシャルワーカー、医療機関等とも連携を図りながら、本人やその保護者に対する相談支援を実施します。

特別支援学級及び通常の学級に在籍する「特別な支援を必要とする」児童生徒等一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図ります。

教職員に対しては、校内研修や特別支援学級の校内授業研究会などの実施を通して、障がいに対する正しい理解及び早期発見・早期対応に努めます。

(2) 障がい者による文化芸術活動・スポーツ等の推進

障がい者の芸術・文化活動に対する支援をおこなうとともに、文化・芸術に関する発表や、芸術作品の観賞の場の充実を図り、障がい者と健常者が共に楽しめる環境づくりを行います。

自主活動支援事業を実施し、障がい者団体が行うピアサポートや社会活動を支援します。

障がい者の各種スポーツ大会等の開催を通じて、障がい者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツに関する取組を支援します。

また、障がい者スポーツ大会等に協力するボランティア等の参加拡大、障がい者と健常者が参加するスポーツ大会の開催支援など、障がい者と健常者の交流に努めます。

8 あいサポート運動の推進等

障がいや障がい者に対する理解を深めていくとともに、障がいの有無にかかわらず、地域で共に暮らしていくことができる社会をつくる必要があります。

鳥取県と連携して取り組んでいる「あいサポート運動」は自治会から町内会へと広がりを見せています。「あいサポート運動」を町全体へと広げ、引き続き、障がい者理解の促進を図っていく必要があります。

(1) あいサポート運動の促進

あいサポート運動の町民に対する周知・広報を更に進め、障がい者理解の促進に努めます

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

身体障がい、知的障がい、精神障がい、てんかん、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいの特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

(3) ボランティア活動等の推進

地域の人々が積極的に社会貢献活動に参加することができる環境作りを進めます。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害者差別解消法」が制定されました。(施行は一部の附則を除き平成28年4月1日)

障がい者に対する差別を解消するためには、障がい者理解に対する啓発・広報活動を行うことに加え、教育現場における福祉教育による、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及と理解の促進を図る必要があります。

(1) 障がい理由とする差別の解消

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障がい者理解に対する啓発・広報活動を行います。

(2) 権利擁護の推進

障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。

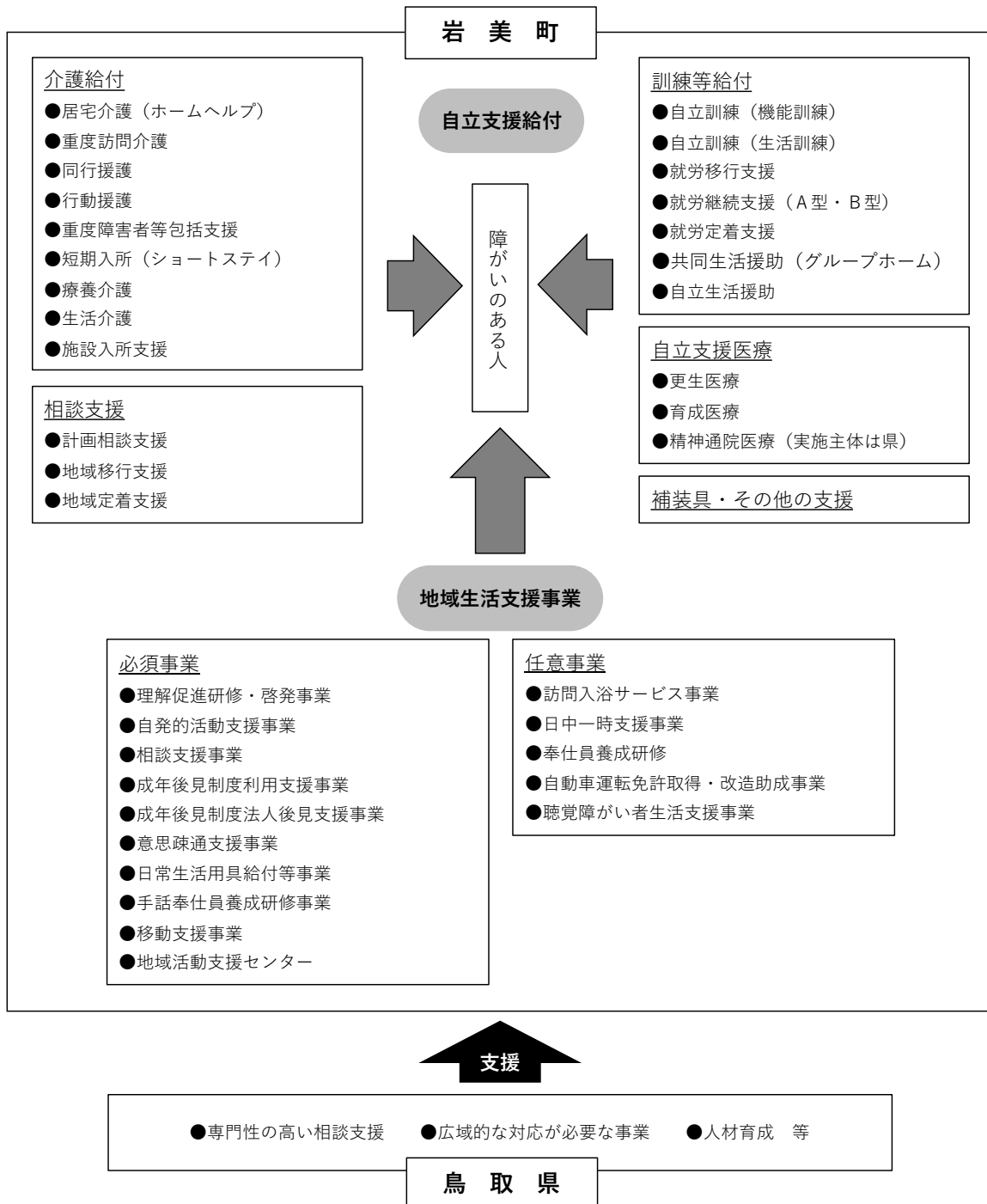
(3) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進

行政機関等における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの状態などに考慮したサービスの提供を行います。

第4章 第6期岩美町障がい福祉計画

1 障害者総合支援法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づく支援の全体像は、次のとおりです。



2 第5期岩美町障がい福祉計画の実施状況

第5期岩美町障がい福祉計画で設定した目標・見込量の進捗状況は、次のとおりです。

(1) 数値目標に対する進捗状況

目 標	令和2年度末 目標値	令和2年度末 実績見込	対計画比
①施設入所者の地域生活への移行			
地域移行者数累計	3人	2人	66.7%
施設入所者数 (減人数累計)	34人 (3人減)	35人 (0人)	0.0%
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
保健・医療・福祉関係者による 協議の場	設置 (東部圏域)	設置 (東部圏域)	100%
③地域生活支援拠点等の整備	整備 (東部圏域)	整備 (東部圏域)	100%
④福祉施設から一般就労への移行			
一般就労への移行者数累計	3人	0人	0.0%
就労移行支援事業利用者累計	4人	1人	25.0%
就労定着支援1年後の就労定着率	8割以上	実績無し	0.0%

①施設入所者の地域生活への移行

地域移行者数は令和2年度実績見込で2人となっており、また、施設入所者数の削減は0人となっており、いずれも目標を達成できませんでした。要因として、地域移行後の住居の確保が困難なことや、施設入所者の重度化・高齢化が進み、地域生活への移行が困難な入所者が増加していることが考えられます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

鳥取県東部圏域1市4町で連携し、「鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議」及び「鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会」を保健・医療・福祉関係者による協議の場と位置付け、長期入院中の精神障がい者の地域移行支援体制構築のための協議を行うこととしました。

③地域生活支援拠点等の整備

東部3町（岩美町・八頭町・若桜町）が合同で整備に向けた協議を行い、令和3年3月に整備しました。

④福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業所利用者数は、平成30年度に1人の利用がありましたが、令和元年度以降は利用が無い状況であり、目標を達成することができませんでした。今後も、利用者の意向を踏まえつつ、就労継続支援事業所とも連携を図りながら、積極的な就労移行支援事業所の利用を促進していきます。

また、就労定着率について、就労定着支援は平成30年の法改正により新設されたサービスですが、現在まで東部圏域にサービスを提供する事業所が無く、利用者がいない状況であるため、就労定着率についても実績が無く、目標を達成することができませんでした。

(2) 障害福祉サービスの見込量に対する進捗状況

平成30年度から令和2年度（実績見込）までの障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの見込量及び実績は、次のとおりです。

①訪問系サービス

区 分	第5期障がい福祉計画の実施状況									
	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比	
訪問系サービス										
居宅介護	利用者数/月	16	14	87.5%	18	14	77.8%	20	15	75.0%
	利用時間/月	208	149	71.6%	234	121	51.7%	260	125	48.1%
重度訪問介護	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間/月	150	0	0.0%	150	0	0.0%	150	0	0.0%
同行援護	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間/月	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%
行動援護	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用時間/月	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	利用時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

居宅介護の利用者数の実績は、計画期間中を通して見込量を下回っており、1件あたりの利用時間は減少傾向にあります。また、居宅介護以外のサービスは、利用者がいない状況となっています。

②日中活動系サービス

区 分	第5期障がい福祉計画の実施状況									
	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比	
日中活動系サービス										
生活介護	利用者数/月	45	44	97.8%	46	43	93.5%	46	42	91.3%
	利用日人/月	900	825	91.7%	920	817	88.8%	920	846	92.0%
療養介護	利用者数/月	6	7	116.7%	6	6	100.0%	6	6	100.0%
短期入所(福祉型)	利用者数/月	6	2	33.3%	7	4	57.1%	7	1	14.3%
	利用日人/月	54	14	25.9%	63	19	30.2%	63	11	17.5%
短期入所(医療型)	利用者数/月	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用日人/月	5	4	80.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用日人/月	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用日人/月	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%
就労移行支援	利用者数/月	3	1	33.3%	4	0	0.0%	4	0	0.0%
	利用日人/月	48	6	12.5%	64	0	0.0%	64	0	0.0%
就労継続支援(A型)	利用者数/月	9	7	77.8%	10	7	70.0%	10	7	70.0%
	利用日人/月	198	145	73.2%	220	143	65.0%	220	141	64.1%
就労継続支援(B型)	利用者数/月	62	65	104.8%	64	66	103.1%	65	65	100.0%
	利用日人/月	1,116	1,164	104.3%	1,152	1,189	103.2%	1,170	1,181	100.9%
就労定着支援	利用者数/月	0	0	-	1	0	0.0%	1	0	0.0%

生活介護の利用実績は、年々減少傾向にあります。療養介護の利用実績は、ほぼ変化がなく横ばいとなっています。

短期入所は、医療型は令和元年度以降利用者がおらず、福祉型は利用者が減少しており、いずれも見込量を下回っています。

自立訓練は、機能訓練・生活訓練ともに利用者がいない状況となっています。

就労移行支援は、令和元年度以降利用者がいない状況となっています。就労継続支援A型及びB型の利用実績は、ほぼ変化がなく横ばいとなっています。

就労定着支援は、平成30年の法改正により新設されたサービスですが、現在まで東部圏域にサービスを提供する事業所がなく、利用者がいない状況です。

今後も、障がい者の地域生活や就労への移行を支援するために、日中活動の場の確保と充実が必要となります。

③居住系サービス

区 分	第5期障がい福祉計画の実施状況									
	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比	
居住系サービス										
自立生活援助	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	17	17	100.0%	18	16	88.9%	19	17	89.5%
施設入所支援	利用者数/月	35	35	100.0%	35	35	100.0%	34	35	102.9%

自立生活援助は、利用者がいない状況となっています。

共同生活援助及び施設入所支援は、ともに利用実績の大きな変動はありませんでした。

④相談支援

区分	第5期障がい福祉計画の実施状況									
	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比	
相談支援										
計画相談支援	利用者数/月	22	21	95.5%	23	24	104.3%	24	28	116.7%
地域移行支援	利用者数/月	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
地域定着支援	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

計画相談支援については、平成27年度から全ての障害福祉サービスの利用者が利用申請の際にサービス等利用計画を作成することとされており、現在では本町のサービス利用者の9割以上が、計画相談支援を利用してサービス等利用計画を作成しています。

また、地域移行支援については、令和元年度と令和2年度にそれぞれ1名ずつサービスを利用し、各年度に地域移行を完了しました。

地域定着支援は、利用者がいない状況となっています。引き続き医療機関などの関係機関との連携方法、緊急時の対応など、支援体制の強化を図るとともに、地域移行支援とともに利用につながる情報提供をする必要があります。

(3) 地域生活支援事業の見込量に対する進捗状況

平成30年度から令和2年度（実績見込）までの障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の見込量及び実績は、次のとおりです。

区分	第5期障がい福祉計画の実施状況									
	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比	
相談支援事業										
障がい者相談支援事業	件数/年	1,678	1,638	97.6%	1,692	1,411	83.4%	1,707	1,144	67.0%
自立支援協議会	—	設置	設置	—	設置	設置	—	設置	設置	—
成年後見制度利用支援事業(申立費用)	件数/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
コミュニケーション支援事業										
手話通訳者派遣事業	件数/年	7	8	114.3%	8	18	225.0%	9	8	88.9%
要約筆記者派遣事業	人/年	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
手話通訳者設置事業	件数/年	4	2	50.0%	5	3	60.0%	6	2	33.3%
手話奉仕員養成事業	研修受講者数/年	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	0	0.0%
日常生活用具給付事業	件数/年	95	98	103.2%	101	115	113.9%	107	130	121.5%
移動支援事業	利用者数/年	62	67	108.1%	74	59	79.7%	86	31	36.0%
	利用時間/年	124	175	141.1%	148	152	102.7%	172	59	34.3%
地域活動支援センター	箇所数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	利用者数/年	80	68	85.0%	85	113	132.9%	90	26	28.9%
その他の事業										
訪問入浴サービス	利用者数/年	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
生活支援事業	利用者数/年	1	0	0.0%	2	0	0.0%	3	0	0.0%
日中一時支援事業	利用者数/年	14	12	85.7%	15	10	66.7%	16	11	68.8%
	人日/年	448	313	69.9%	489	265	54.2%	521	324	62.2%
点訳・朗読奉仕員養成事業	研修受講者数/年	2	4	200.0%	3	2	66.7%	4	0	0.0%
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%

障がい者相談支援事業については、件数の計数方法が変更となったため令和2年度実績見込が見込量を下回っていますが、平成30年度、令和元年度には概ね計画どおりとなっています。今後も、障がいのある人の地域生活への移行促進等により相談件数の増加が見込まれることから、これに対応できる相談支援体制の整備が必要とされます。

コミュニケーション支援事業では、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業、手話奉仕員養成事業において見込量を下回っています。引き続き鳥取県東部聴覚障がい者センターと連携して、事業の利用方法や内容について検討し、事業の周知・広報に努め、利用促進を図る必要があります。

移動支援事業は、ほぼ見込通りですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、大きく見込を下回っています。障がい者の外出支援について、障害福祉サービスの訪問系サービスと移動支援事業の利用対象範囲を明確にし、ニーズに対応できるサービス提供体制を構築する必要があります。

日中一時支援事業は、計画を下回っています。家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への負担軽減を支援するために、事業の周知と利用促進を図る必要があります。

3 令和5年度の数値目標の設定

町では、国の基本指針に基づき、福祉施設入所者の地域生活への移行促進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、相談支援体制の充実・強化、障がい福祉サービス等の質の向上を促進するため、障がいのある人の状況や事業所等の実態などの町の実状を分析・勘案し、令和5年度末の目標数値を設定します。

目 標	実績	目標値
	令和元年度末	令和5年度末
①施設入所者の地域生活への移行		
地域移行者数累計	1人	3人
施設入所者数 (減人数累計)	35人	34人以下 (1人)
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	—	2回/年
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	—	2人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	1回/年
③地域生活支援拠点等の整備		
機能の充実に向けた検証・検討の実施回数	—	1回/年
④福祉施設から一般就労への移行		
一般就労への移行者数累計	0人	3人
就労移行支援事業からの移行者数累計	0人	1人
就労継続支援A型からの移行者数累計	0人	1人
就労継続支援B型からの移行者数累計	0人	1人

⑤相談支援体制の充実・強化等		
総合的・専門的な相談支援の実施	—	実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	—	1件/年
相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	1件/年
相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	1件/年
⑥障害福祉サービスの質の向上		
県が実施する研修への参加人数	—	2人/年
障害者自立支援審査支払等システム等による分析結果を活用し、事業所等と共有する場の実施回数	—	1回/年

4 数値目標設定の考え方

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本として目標値を設定することとされています。

本町においては、令和元年度末の施設入所者数は35人ですので、令和5年度末までに累計で3人(8.6%)が地域生活に移行することとともに、新規入所者を含めて令和5年度末時点の施設入所者数を1人(2.9%)以上削減し、34人以下となることを目指します。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、保健・医療・福祉関係者による協議の場の圏域での設置が令和2年度末までに概ね達成されるという前提に立ちつつ、今後は協議の場の活性化に向けた取組が必要とされています。

本町においては、令和2年度に鳥取県東部圏域1市4町と連携し、「鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議」及び「鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会」を保健・医療・福祉関係者による協議の場と位置付けました。今後、精神障がいのある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、各機関が連携した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、年2回共同で開催される協議の場に2人以上参加するとともに、目標設定及び評価を年1回実施します。

③地域生活支援拠点等における機能の充実

国の基本指針では、令和2年度末までに概ね整備が達成されるという前提に立ちつつも、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援拠点等における機能の充実・強化を図ることを基本とすることとされています。

本町においては、令和2年度に鳥取県東部3町（岩美町・八頭町・若桜町）合同で整備しました。引き続き、障がいのある人の地域生活を支援する5つの機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援が途切れることなく提供できる仕組みの整備を目指します。

また、地域生活支援拠点における機能の充実・強化を図るため、年に1回以上、運用状況の検証・検討を行います。

④福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とすることとされています。そのうち、就労移行支援は1.30倍以上、就労継続支援A型は1.26倍以上、就労継続支援B型は1.23倍以上の移行実績を目指すこととされています。

本町においては、令和元年度の一般就労への移行の実績はありませんでしたので、令和5年度末までに就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用者のそれぞれ1人が一般就労へ移行し、全体で3人の移行を目指します。

⑤相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することとされています。

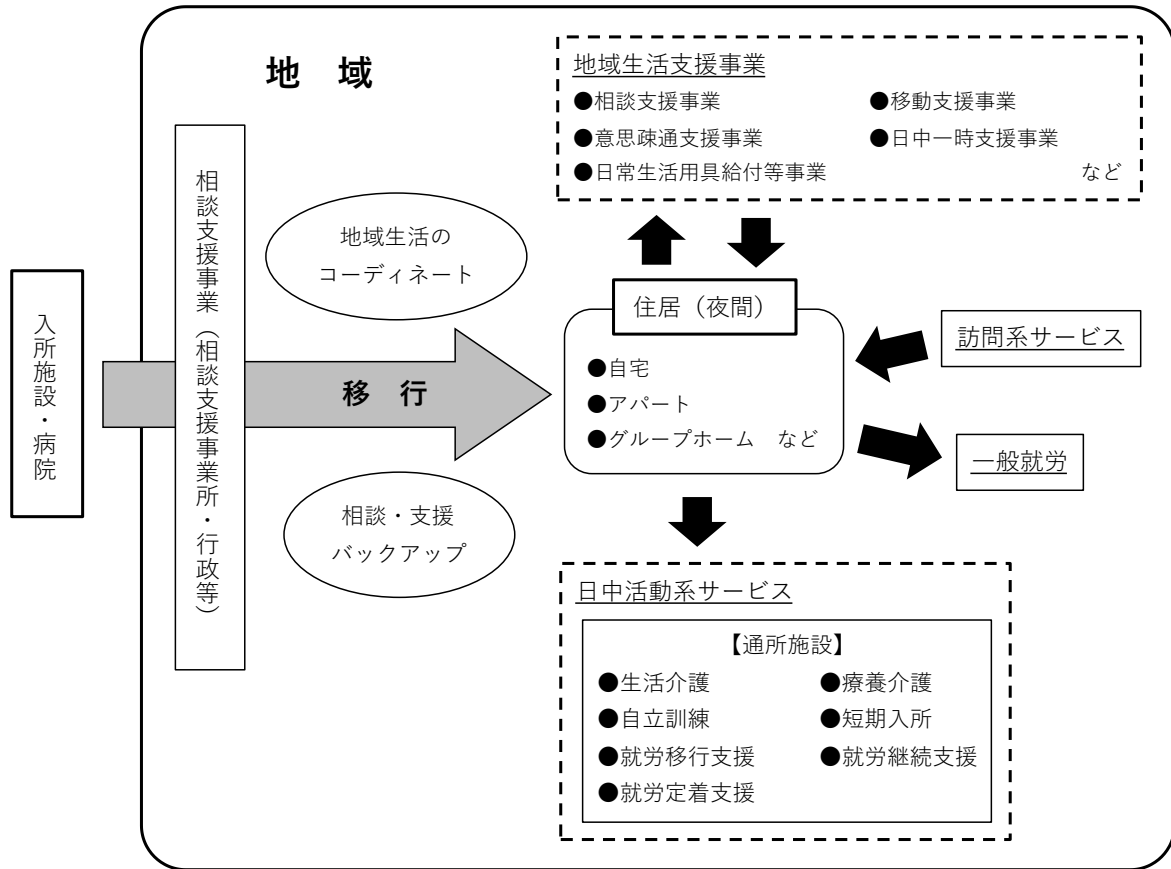
本町においては、鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会やその他関係機関と連携しながら、令和5年度末までに取組の実施体制を確保し、取組を実施することを目指します。

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとされています。

本町においては、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ町職員が毎年2人以上参加すること、また、障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する場を、令和5年度末までに整備し、整備後は年に1回実施することを目指します。

【 地域生活への移行 】



5 障害福祉サービスの見込量等

各障害福祉サービスについて、第5期障がい福祉計画期間中のサービスの利用実績、現在の支給決定状況、サービスの提供体制等を勘案し、今後のサービスの見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策を設定します。

(1) 訪問系サービス（介護給付）

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事に対する介護・支援及び通院等介助や通院等乗降介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする人や重度の知的障がい、精神障がいのある人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護を行います。また、視覚障がいのある人への代筆・代読等を行います。
行動援護	常に介護を必要とする重度の知的障がいや精神障がいのある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数/月	15人	16人	16人
	利用時間/月	150時間	160時間	160時間
重度訪問介護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	150時間	150時間	150時間
同行援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間

行動援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間

【見込量確保のための方策】

- ◆在宅生活を支える訪問系サービスについて、人材の確保及び定着など安定した事業所運営が行うことができるよう、国に対して適正な報酬単価とするよう働きかけます。
- ◆サービス提供事業者に対して福祉施策に関する情報を提供し、ホームヘルパーに対する講座・講習等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。

(2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

①介護給付

常時介護を必要とする障がいのある人に対する施設での専門的なサービスや介護者が病気の時などに短期入所ができる場など、家族が日中も安心して生活できるサービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
短期入所（福祉型）	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所（医療型）	医療と常時介護を必要とする人を自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め医療機関で、医療行為及び、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	41人	41人	41人
	利用人日/月	820人日	820人日	820人日
療養介護	利用者数/月	6人	6人	6人

短期入所（福祉型）	利用者数/月	4人	4人	4人
	利用日/月	36人日	36人日	36人日
短期入所（医療型）	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用日/月	5人日	5人日	5人日

【見込量確保のための方策】

- ◆重症心身障がい者の受け入れを行う事業所に対して補助を行うことで、保護者の負担や不安の軽減、並びに重症心身障がい児者の支援体制の充実を図ります。
- ◆グループホーム等の整備計画がある場合は、事業者へ短期入所の併設を促します。

②訓練等給付

生活や就労をするために訓練が必要な人に対し、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がいのある人の働く場の確保に向けた取組を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人に、理学療法、作業療法などの必要なリハビリテーションを行い、生活などに関する相談及び助言を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に、日常生活に必要な訓練、相談及び助言を行い、生活能力の維持・向上を図ります。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などを行います。 雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労は困難であるが、適切な支援により雇用契約に基づき就労が可能な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。（雇用型）
就労継続支援（B型）	年齢、心身の状態その他の事業により一般企業等での就労が困難な人のうち、適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。（非雇用型）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般企業等に就労へ移行した人に、就労に伴い生じている生活面の課題に対応できるよう、一定期間、企業や自宅等への訪問や来所により連絡調整や助言等を行い、就労の継続を図ります。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10人日	10人日	10人日
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10人日	10人日	10人日
就労移行支援	利用者数/月	1人	1人	2人
	利用時間/月	22人日	22人日	44人日
就労継続支援(A型)	利用者数/月	7人	7人	7人
	利用時間/月	147人日	147人日	147人日
就労継続支援(B型)	利用者数/月	65人	65人	65人
	利用時間/月	1,235人日	1,235人日	1,235人日
就労定着支援	利用者数/月	0人	0人	0人

【見込量確保のための方策】

- ◆ハローワーク、障害者職業センター、障害者就労・生活支援センターなどと連携して就労から定着までの支援を図ります。
- ◆平成30年度新設の就労定着支援については、事業所に対する情報提供等により新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。
- ◆障がい者雇用の促進と収入の安定化を図るために、障害者優先調達法に基づき、町では福祉施設からの物品等の優先的調達に取り組みます。

(3) 居住系サービス(介護給付・訓練等給付)

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、地域生活への移行促進に努めるとともに、夜間において施設等で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に必要な理解力や生活力を補うため、定期的居宅訪問や随時の対応により、必要な情報提供や助言等の支援をします。

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等、障害者支援施設において必要な介護、支援などを行います。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数/月	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	17人	17人	18人
施設入所支援	利用者数/月	35人	35人	34人

【見込量確保のための方策】

- ◆住み慣れた地域における生活の場を確保するとともに、入所施設や精神科病院から地域生活への移行に対応するため、国等の施設整備補助を積極的に活用します。
- ◆平成30年度に創設されたサービスである自立生活援助については、事業所に対する情報提供等により新規開設を促し、必要なサービス量の確保に努めます。

(4) 相談支援

サービス等利用計画の作成や、地域生活への移行を支援するなど、障がいのある人の地域生活を支援します。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人の心身の状況や意向、その置かれている環境等を勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人などの、住居の確保や地域での生活への移行に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じた事態において相談その他の必要な支援を行います。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数/月	28人	30人	32人

地域移行支援	利用者数/月	1人	1人	2人
地域定着支援	利用者数/月	0人	0人	1人

【見込量確保のための方策】

- ◆障がい者及びその家族が専門的な相談支援を受けることのできる体制整備の充実を図ります。
- ◆すべてのサービス利用者に対し、適切なサービス等利用計画が作成されるよう計画相談支援を行う指定特定相談支援事業者の確保に努めます。
- ◆地域移行支援、地域定着支援については、地域移行希望者を把握し、相談支援事業所や病院等と連携して必要な支援が行われるよう努めるとともに、鳥取県居住支援協議会と連携して地域移行後の住居の確保に努め、地域移行の実現を図ります。

(5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がいのある人や児童が、身近な地域で支援を受けることができるとともに、発達障がいの早期発見、早期支援のためには、本人及びその家族等への支援が重要であることを踏まえ、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけることで適切な対応ができるようにするための取組を行います。

【支援の概要】

項 目	内 容
ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親が褒め方や指示などの具体的な養育スキルを獲得する。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを支援するプログラム
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親
ピアサポート活動	同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が体験談を語り合い、回復を目指す活動

【見込量】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

(6) その他の支援

町では、県と共同で障害者総合支援法等の対象とならないサービスについて、障がいのある方の地域移行や自立した生活が行なえるように支援します。

この障がい児者在宅生活支援には、施設入所者の一時帰宅に利用する在宅サービスの施設入所障がい児者在宅生活支援事業やエアーマットレスのレンタル費用の助成などの要医療障がい児者在宅生活支援事業などがあり、要支援者の必要に応じ随時対応します。

6 地域生活支援事業の見込量等

I 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動等を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族・地域住民などが、地域において自発的に行うピアサポートや災害対策などの活動を支援します。(障がい者団体等活動支援事業)

(3) 相談支援事業

①障がい者相談支援事業

障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な支援を行います。

②地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会を設置しています。

※東部4町（岩美町、八頭町、智頭町、若桜町）での共同設置

【鳥取県東部4町障がい者地域生活支援協議会の協議事項】

- 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事項
- 困難事例への対応のあり方に関する事項
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事項
- 地域の社会資源の開発、改善に関する事項
- 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価に関する事項
- その他、障がい者等の福祉の推進にあたって必要と認める事項

③相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談事業に加えて、特に必要と認められる能力を備えた専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が適当と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、資力に応じて、成年後見制度の申し立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用により、障がいのある人の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置により、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と他の人とのコミュニケーションの円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人等に対し、自立生活を支援する用具等である日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成を行い、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように実施します。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

(10) 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、地域活動支援センターの機能を充実強化します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動などを行います。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

相談支援事業					
	障がい者相談支援事業	件数/年	1, 200件	1, 250件	1, 300件
	自立支援協議会	—	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業					
	申立費用助成	件数/年	1件	1件	1件
	後見人報酬助成	件数/年	0件	1件	2件
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業					
	手話通訳者派遣事業	件数/年	9件	10件	11件
	要約筆記者派遣事業	件数/年	1件	1件	1件
	手話通訳者設置事業	人/年	2人	2人	2人
	日常生活用具給付等事業	件数/年	358件	380件	402件
	手話奉仕員養成研修事業	研修受講者数/年	2人	2人	2人
	移動支援事業	利用者数/年	63人	75人	87人
		利用時間/年	162時間	186時間	210時間
	地域活動支援センター	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		利用者数/年	90人	90人	90人

【見込量確保のための方策】

- ◆理解促進研修・啓発事業は、年に1回開催されるすこやかセンターまつりにおいて、町民に向けて障がい等の理解を深めるためのイベント行い、啓発活動を推進します。
- ◆相談支援事業は、3障がい（身体・知的・精神）の全てに対応するとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
- ◆成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業は、権利擁護支援センターに法人後見の受任、支援を委託するとともに、令和3年度より中核機関を設置し、段階的に後見人等の受任調整、市民後見人を含めた後見人支援機能の整備を目指し、制度の利用促進を図ります。
- ◆意思疎通支援事業は、鳥取県東部聴覚障害者センターに委託し、実施体制の充実と、手話奉仕員、要約筆記者の養成に努め、必要量を確保します。
- ◆日常生活用具給付等事業は、今後も障がいのある人のニーズを把握しながら、品目や支給量の検討を行い、必要量の確保に努めます。
- ◆移動支援事業は、事業所の人材確保と、日常生活上のニーズや社会参加に必要なサービス量の確保に努めます。
- ◆地域活動支援センター機能強化事業は、利用者のニーズを把握しながら創作的活動や社会参加の場として、障がいのある人の地域生活の支援に努めます。
- ◆その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保し、利用者のニーズを把握しながら事業体制の整備に努めます。また、サービスについての情報が、障がいのある人やその家族に届くように、相談支援専門員等の支援者への広報・周知に努めます。

II 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅で入浴サービスを提供します。

(2) 日中一時支援事業

障がいのある人への日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。

(3) 奉仕員養成研修

点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成を行い、障がいのある人の社会参加を促進していきます。

(4) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に必要な費用の一部を助成します

(5) 聴覚障がい者生活支援事業

手話言語等のコミュニケーション手段を保ちながら、集団の中で社会性を養うことで、聴覚障がい者のQOL向上に繋げ、地域との関わりをつくり、地域福祉の充実を図ります。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	利用者数/年	1人	1人	2人
日中一時支援事業	利用者数/年	12人	13人	14人
	人日/年	354人	384人	414人
点訳・朗読奉仕員養成事業	研修受講者数/年	2人	2人	2人
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	1件	1件	1件
聴覚障がい者生活支援事業	利用者数/年	1人	1人	1人

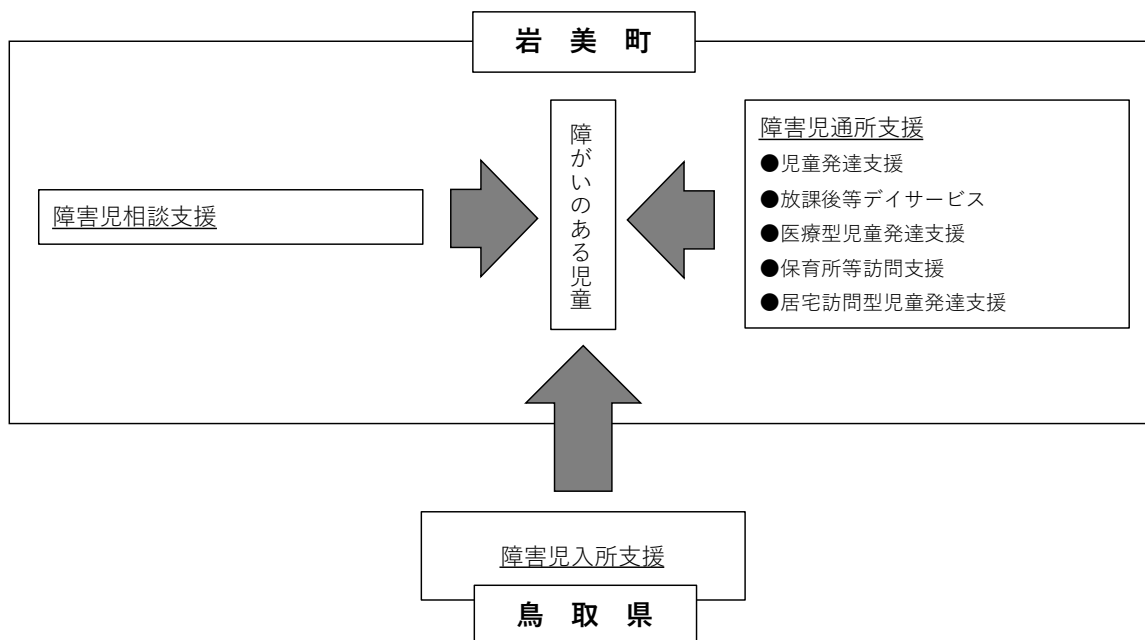
【見込量確保のための方策】

- ◆日中一時支援は、障害福祉サービス利用と併用して補完的に利用されることが見込まれ、利用希望者が、障がいの状況・特性に応じた適切な支援を受けられるよう、事業所や関係機関との連携を図り、利用体制の充実とサービス量の確保に努めます。
- ◆その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量を確保します。また、利用者のニーズを把握しながら事業体制の整備に努めます。また、サービスについての情報が、障がいのある人やその家族に届くように、相談支援専門員等の支援者への広報・周知に努めます。

第5章 第2期岩美町障がい児福祉計画

1 児童福祉法に基づくサービス

児童福祉法に基づく支援の全体像は、次のとおりです。



2 第1期岩美町障がい児福祉計画の実施状況

第1期岩美町障がい児福祉計画で設定した目標の進捗状況は、次のとおりです。

(1) 数値目標に対する進捗状況

目 標	令和2年度末 目標値	令和2年度末 実績見込	対計画比
①児童発達支援センターの設置	1 か所 (東部圏域)	1 か所 (東部圏域)	100%
②保育所等訪問支援体制の構築	1 事業所 (東部圏域)	4 事業所 (東部圏域)	400%
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各 1 事業所 (東部圏域)	各 2 事業所 (東部圏域)	200%
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置 (東部圏域)	設置 (岩美町)	100%
⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整をするコーディネーターの配置	1 人	1 人	100%

①児童発達支援センターの設置

東部圏域（鳥取市内）に、1か所設置しています。

②保育所訪問支援体制の構築

東部圏域で4事業所において、保育所等訪問支援を実施しています。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

東部圏域（鳥取市内）で、令和2年度に新たに1事業所ずつ増加したことにより、それぞれ2事業所確保されています。

④医療的ケア児*支援の協議の場の設置

協議の場として、令和元年度に岩美町医療的ケア児者支援協議会を設置しています。

*医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整をするコーディネーターの配置

令和元年度から、町で1名の医療的ケア児コーディネーターを配置しています。

(2) 児童福祉法に基づくサービスの見込量に対する進捗状況

平成30年度から令和2年度（実績見込）までの児童福祉法に基づく障害児通所支援等のサービスの見込量及び実績は、次のとおりです。

区分	第1期障がい福祉計画の実施状況									
	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実績	対計画比	見込量	実績	対計画比	見込量	実績見込	対計画比	
①障害児通所支援等										
児童発達支援	利用者数/月	2	3	150.0%	3	5	166.7%	4	4	100.0%
	利用日/月	20	13	65.0%	30	25	83.3%	40	31	77.5%
放課後等デイサービス	利用者数/月	6	4	66.7%	6	6	100.0%	7	6	85.7%
	利用日/月	90	47	52.2%	90	57	63.3%	105	64	61.0%
医療型児童発達支援	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%
	利用日/月	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	5	100.0%
保育所等訪問支援	利用者数/月	1	2	200.0%	1	4	400.0%	1	4	400.0%
	利用日/月	2	3	150.0%	2	5	250.0%	2	8	400.0%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	利用日/月	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
②障害児相談支援	利用者数/月	2	2	100.0%	2	3	150.0%	2	2	100.0%

①障害児通所支援等

放課後等デイサービスは、見込量の範囲内で推移していますが、利用日が増加傾向にあります。

保育所等訪問支援は、利用者が増加したため、見込量を上回っています。

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に創設されたサービスですが、現在のところ利用者はありません。

②障害児相談支援

障害児相談支援の利用者は、横ばいとなっています。

3 令和5年度の数値目標の設定

町では、国の基本指針に基づき、障がい児支援の提供体制を計画的に確保し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目のない一貫した効果的な支援を身近な地域で提供する体制を構築するため、障がいのある人の状況や事業所等の実態などの町の実状を分析・勘案し、令和5年度末の目標数値を設定します。

目 標		実績	目標値
		令和元年度末	令和5年度末
①児童発達支援センターの設置		1 か所 (東部圏域)	1 か所 (東部圏域)
②保育所等訪問支援体制の構築		4 事業所 (東部圏域)	4 事業所 (東部圏域)
③主に重症心身障がい児 を支援する	児童発達支援事業所	各 2 事業所 (東部圏域)	各 2 事業所 (東部圏域)
	放課後等デイサービス 事業所	各 2 事業所 (東部圏域)	各 2 事業所 (東部圏域)
④医療的ケア児支援の協議の場の設置		設置	設置
⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援の調整を するコーディネーターの配置		配置	配置

4 数値目標設定の考え方

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

東部圏域では、鳥取市に児童発達支援センター「若草学園」が設置されており、引き続き、一人ひとりの発達に応じた支援や保護者への支援を行い、健やかな成長と将来地域社会で自立した生活ができるよう療育の充実を図ります。

②保育所等訪問支援体制の構築

国の基本指針では、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされています。

東部圏域では、4事業所が保育所等訪問支援を実施しており、引き続き、支援の充実を図ります。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

東部圏域では、それぞれ2事業所がサービスを実施しており、引き続き、重症心身障がい児の実態やニーズなどを把握しつつ、支援の充実を図ります。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とし、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えないとされています。

町では、岩美町医療ケア児支援協議会を設置しており、引き続き、関係機関の連携を図ります。

⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援調整をするコーディネーターの配置

国の基本指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに各市町村において、医療的ケア児を支援するコーディネーターを配置することを基本とすることとされています。市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えないとされています。

町では、既にコーディネーターは配置しており、引き続きコーディネーターの養成に努めます。

5 児童福祉法に基づくサービスの見込量等

児童福祉法に基づく各サービスについて、第1期障がい児福祉計画期間中のサービスの利用実績、現在の支給決定状況、サービスの提供体制等を勘案し、今後のサービスの見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策を設定します。

(1) 障がい児通所支援等

障がい児及びその家族に対して、障がい児のライフステージに応じた効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保するための取組を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向その他の内容を記載した障害児支援利用計画を作成します。
医療的ケア児支援調整 コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。

【サービスの見込量】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数/月	5人	6人	7人
	利用時間/月	40人日	48人日	56人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	6人	6人	7人
	利用時間/月	72人日	72人日	84人日

医療型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	2人
	利用時間/月	5人日	5人日	10人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	4人	5人	6人
	利用時間/月	8人日	10人日	12人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	5人日	5人日	5人日
障害児相談支援	利用者数/月	2人	2人	2人
医療的ケア児支援調整 コーディネーターの配置		1人	2人	2人

【見込量確保のための方策】

- ◆障がい児相談支援を通じて、適切なサービス利用の確保に努めます。
- ◆医療的ケアが必要な重症心身障がい児などの受入れを行う事業所に対して看護師を配置するための人件費及び医療機器の購入経費を補助することで、重症心身障がい児などの日中活動の場が確保できるよう支援します。
- ◆重症心身障がい児の受け入れを行う事業所に対して補助を行うことにより、保護者の負担、不安の軽減並びに重症心身障がい児の支援体制の充実を図ります。
- ◆居宅訪問型児童発達支援については、引き続き、必要なサービス量の確保に努めます。
- ◆医療的ケア児に対する関連分野の連携の推進については、保健・医療・保育・教育など関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進し、ニーズに対応できるように努めます。

6 障がい児に対する「子ども・子育て支援等」の提供体制の整備

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所及び放課後児童健全育成事業について、利用量の見込みは下表のとおりです。障がいのある児童や発達上の困難を抱える児童に対して、希望に沿った利用ができるよう受入体制の整備に努めます。

また、「岩美町子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、子ども・子育て支援等における障がい児の受入体制の充実が図れるよう、子育て支援分野と連携して取り組みます。

【サービスの概要】

サービス名	内 容
第1号認定	幼稚園、認定こども園において、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定	保育所、認定こども園において、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定	保育所、認定こども園等において、保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて、保護者の就労等により、放課後の保育が必要な児童が利用します。

【利用ニーズ見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定	0人	0人	0人
第2号認定	6人	6人	7人
第3号認定	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業	7人	7人	8人

【見込み量確保のための方策】

- ◆子ども子育て支援等の利用を希望する障がいのある児童の希望に沿った利用ができるよう、関係機関と連携し、受入体制の充実を図ります。

資料

資料1 第6期岩美町障がい福祉計画・第2期岩美町障がい児福祉計画の主な策定経緯

開催日（期間）	内 容
令和3年2月8日	岩美町地域福祉計画策定委員会令和2年度第1回障がい者部会
令和3年2月24日 ～令和3年3月9日	パブリックコメントの実施 【結果】意見なし
令和3年2月24日	計画案に対する鳥取県の意見の聴取
令和3年3月17日	岩美町地域福祉計画策定委員会令和2年度第2回障がい者部会
令和3年3月25日	決定

資料2 岩美町地域福祉計画策定委員会障がい者部会委員名簿

区分	氏 名	所 属	備 考
委員長	北尾 安範	岩美町民生児童委員協議会	
副委員長	寺谷 洋子	岩美町連合婦人会	
委員	山本 達雄	一般公募（地域福祉に関心がある）	
〃	小椋 幹雄	一般公募（地域福祉に関心がある）	
〃	西垣 眞太郎	岩美町自治会長会	令和3年2月まで
〃	澤井 利彦	岩美町自治会長会	令和3年3月から
〃	田中 明博	岩美町身体障害者福祉協会	
〃	橋本 郁子	岩美町心身障がい児（者）育成会	
〃	濱崎 智熙	岩美町精神障がい者家族会（すずらんの会）	
〃	湊 孝明	岩美町社会福祉協議会	
〃	藪田 晴広	鳥取いなば農業協同組合岩美支店	
〃	大塩 晋	岩美町小中学校校長会	

順不同、敬称略

